

自然公園法の改正について

自然公園における生物多様性等保全の要請

現在直面する問題

利用者の増大とその踏み込み等に
伴う自然生態系への悪影響、特定の
野生動物の採取圧の増大。

社会・経済状況の変化により、里地・
里山、草原等の手入れが行き届かず、
二次的自然が質的に変化。
登山道、トイレ等の管理の改善など
きめ細かな公園管理の必要性。

< 利用調整地区 >

利用可能人数の設定等により、当
該地区内の自然生態系の保全と持
続的な利用を推進。

< 生態系保全対策の充実 >

昆虫類・サンショウウオ類等の野
生動物の捕獲、土石・廃棄物等の集
積・貯蔵等の行為について、一定の
制限。

< 風景地保護協定 >

地方公共団体・地元民間団体等が土
地所有者等と協定を締結し、当該土
地を管理。

協定が締結された土地について税
制優遇措置を講じるとともに、土地所
有者等の管理負担を軽減。

< 公園管理団体 >

地元民間団体等を公園管理団体と
して指定し、地域密着型の国立・国定
公園の管理を推進。

- ・ 風景地保護協定による土地の管理
- ・ 登山道の補修

利用調整地区の制度の創設

【内容】

国立・国定公園の利用上核心的な自然景観を有し、原生的な雰囲気が保たれている地区において、将来にわたる持続的な利用を実現するため、新たに「利用調整地区」を設け、利用人数の調整等を行うことによって、自然景観や生物の多様性の維持を推進する。

【利用調整地区に設定しようとする場所の一般的要件】

- (1) 国立・国定公園の利用上核心的な自然景観を有し、原生的な雰囲気が保たれている地区で、利用者圧が高まり、現状のままでは自然景観や生物の多様性の維持に支障を生じ、原生的な雰囲気や優れた自然景観の享受ができなくなるおそれがある地区
- (2) 優れた自然景観の享受を推進する観点から、完全な利用禁止とすることが適当ではなく、立入人数等の調整によって、将来にわたって優れた自然景観や生物の多様性を維持し享受することが可能であり、地理的あるいは施設の条件から利用者の出入り等をコントロールすることが可能である地区
- (3) 原則として特別保護地区あるいは第1種特別地域に指定されている地区
- (4) 土地所有者の合意と協力が得られる地区

【国立公園内利用調整地区にかかる法制度のしくみ】

環境大臣が公園計画に基づき特別地域内に利用調整地区の区域を指定

環境大臣が定める期間内に公園利用者が利用調整地区に立ち入る場合は、環境大臣（または環境大臣が指定した機関）の認定を受けることが必要

認定基準は指定地区に応じて環境省令で定める。

基準として想定される項目は次のとおり。

人数（1日に立ち入ることのできる人数を限定する。）

期間（立ち入り日数等を限定する。）

その他（ペットの持ち込み、ゴミの持ち帰り、野生動物への給餌の禁止、ガイド制等を検討）

- ・自然公園法に基づく行為許可等を受けた行為や公園事業を行うために立ち入る場合、非常災害の場合、土地所有者等が立ち入る場合は手続き不要
- ・学術研究等公園利用目的以外で当該地に立ち入る者は、国立公園においては環境大臣の、国定公園においては都道府県知事の許可が必要

特別地域内の行為の規制項目の拡充

【内容】

国立・国定公園の特別地域等においては、行為を規制することによって風致景観の維持を図っているが、近年、特別地域内における廃車などの集積など従来の規制項目では対処できない問題が発生している。このため、生物多様性等の保全の観点も加え、必要となる規制項目を追加する。

【改正事項】

1．土石等の物の集積等

特別地域においては、土石や廃車、廃タイヤなどが集積又は貯蔵され、風致の維持に支障を与えているほか、野生動植物の生息、生育地を破壊している。このため、土石その他環境大臣が指定する物の集積又は貯蔵について規制する。

< 環境大臣が指定する物として想定されるもの >

- ・土石、廃棄物、再生資源等

2．指定動物の捕獲等

特別地域においては、高山蝶その他の動物が収集目的などのため採取されており、その生息が脅かされている。このため、環境大臣が指定する動物の捕獲等を規制する。

< 環境大臣が指定する動物として想定されるもの >

- ・高山蝶、サンショウウオ類等

3．湿原その他の場所への立入り

脆弱な湿原や貴重な高山性植生に人が踏み込むことによって回復不可能なダメージを与えている場合が多いことから、環境大臣が指定する区域への立入りを規制する。

< 環境大臣が指定する場所として想定されるもの >

- ・高層湿原、貴重な高山性植生、植生復元事業地等

4．その他の行為で政令で定めるもの

近年、自然公園の利用形態等の変化に伴い、これまで想定もしていなかった新たな行為規制が必要となる場合があり、このような規制については網羅的に法定化して対応することが困難な反面、迅速な対応が求められることが多いことから、規制する行為を政令に委任し、機動的に対応する仕組みを設ける。

< 想定される規制行為 >

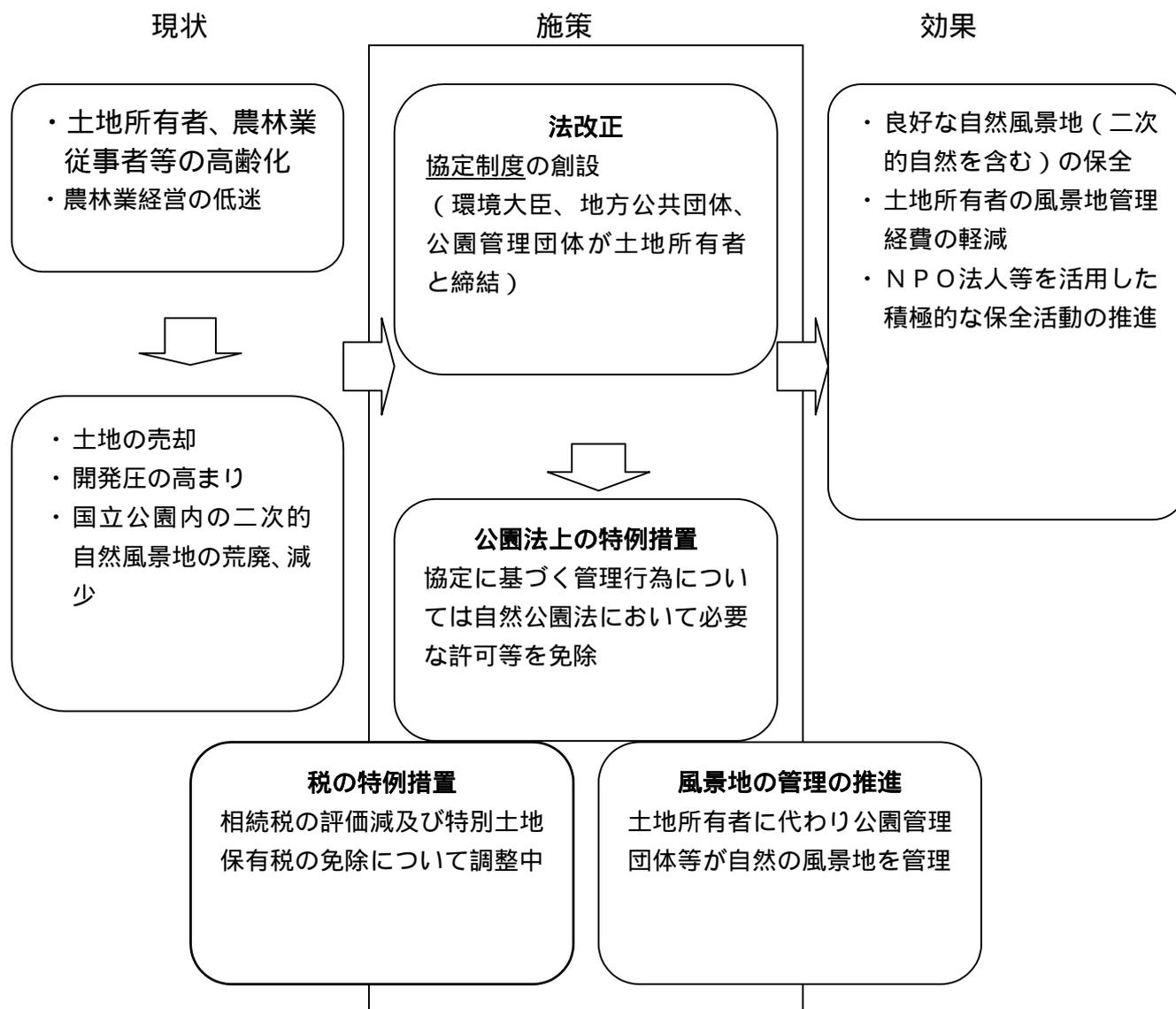
- ・特定の場所で木竹以外の特定の植物の植栽、播種等

(本来の自生地外にコマクサ等の高山植物を植栽するような行為を想定)

風景地保護協定制度の創設

【内容】

国立・国定公園内の里山や二次草原などの良好な自然の風景地の保護を図るため、環境大臣又は都道府県知事により公園管理団体として指定されたNPO法人等と土地所有者の間で協定を締結し、公園管理団体等により、草原の火入れ、刈払い等などの自然の風景地の管理を行う制度を創設する。



公園管理団体制度の創設

【内容】

環境大臣あるいは都道府県知事が国立・国定公園の管理業務を行う能力を有する公益法人、特定非営利活動法人（NPO）等を「公園管理団体」として指定し、公園管理における民間団体の積極的活用や地域に密着したきめ細かな管理を推進する。

【必要性】

- (1) 近年、公益法人やNPO法人が国立・国定公園内の自然風景地の管理や登山道の管理等を行う例が多く見られる。
- (2) 国立・国定公園の管理の充実を図る上で、これらの国立・国定公園の管理業務を行う能力を有する法人、団体等の活動がさらに活発となることが極めて効果的。
- (3) 特に、今回の改正により新たに設けられる風景地保護協定制度的には公園管理団体の指定が不可欠。

【業務内容】

- (1) 風景地保護協定に基づく自然風景地の管理
風景地保護協定に基づき、土地所有者等に代わって里山の管理、草原の火入れや採草等の自然風景地の維持管理を実施。
- (2) 施設の補修その他の維持管理
国立・国定公園の施設である園地、歩道（登山道）、トイレ、標識類などの維持管理、補修を実施。
- (3) 資料収集、助言・指導、調査研究等
国立・国定公園に関する情報、資料の収集、利用者などへの適切な利用の指導、助言
国立・国定公園に関する調査の実施などを実施。

その他、上記の業務に附帯する業務を実施する。

【指定のメリット】

- ・風景地保護協定の締結主体となることが可能となる。
- ・国立・国定公園の自然の風景地の管理業務を行う能力が客観的に評価され、管理業務を行いやすくなる。
- ・国及び地方公共団体から国立・国定公園に係る情報、指導、助言が得られる。